

令和6年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第46号 説 明 資 料

令和6年8月30日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～5

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備及び引用条項の整理を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備

ア 新たに規定されたもの

バイオマス発電設備（出力10,000kW以上20,000kW未満）のうち、一般木質・農産物残さ区分に該当する設備に係る償却資産の特例割合が縮減されたため、関連規定を追加します。

対象資産		地方税法に規定する 特例割合	条例で定める 特例割合
バイオマス発電設備 10,000kW以上 20,000kW未満	一般木質・農産物残 さ区分に該当する 設備	11/14 以上 13/14 以下	11/14

イ 廃止されたもの

認可外の事業所内保育事業を行う特定事業所内保育施設の特例措置が廃止されたため、関連規定を削除します。

(2) 引用条項の整理

地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、引用条項の整理を行います。

(3) 施行日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定の施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第11号に定める日とします。

【わがまち特例について】

地方税法に規定する固定資産税の特例措置のうち、法律が定める一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し特例割合（軽減割合）を条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正により導入された制度のこと。

大磯町町税条例 新旧対照表

2

改正案	現行
目次 省略 第1章 省略 第2章 普通税 第1節 町民税 第8条の2～第12条の2 省略 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第12条の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体で神奈川県が指定するものに対する次に掲げる寄附金で、住民の福祉の増進に寄与すると認められるものとする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）<u>第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金</u> (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金 第13条～第17条 省略 第2節～第7節 省略 第3章～第5章 省略 附 則 第1条～第5条の3 省略 (固定資産税の課税標準の特例) 第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)～(6) 省略 <u>(7) 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例</u>	目次 省略 第1章 省略 第2章 普通税 第1節 町民税 第8条の2～第12条の2 省略 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第12条の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体で神奈川県が指定するものに対する次に掲げる寄附金で、住民の福祉の増進に寄与すると認められるものとする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）<u>第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金</u> (2) <u>所得税法第78条第3項及び</u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金 第13条～第17条 省略 第2節～第7節 省略 第3章～第5章 省略 附 則 第1条～第5条の3 省略 (固定資産税の課税標準の特例) 第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)～(6) 省略

改正案	現行
<u>で定める割合 14分の11</u> (8) <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (9) <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (10) <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (11) <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (12) <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (13) <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1	(7) <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (8) <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (9) <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (10) <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (11) <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (12) <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (13) <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の1</u>
第7条 省略 （耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	第7条 省略 （耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第8条 省略 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	第8条 省略 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

改正案	現行
(1)～(4) 省略 (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省略 第9条～第17条 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第12条の3の改正規定及び次項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日 (2) 附則第6条から第8条までの改正規定及び附則（次項を除く。）の規定 公布の日 (町民税に関する経過措置) 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第1号に掲げる規定による改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）第12条の3（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。 (固定資産税に関する経過措置) 3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資	(1)～(4) 省略 (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省略 第9条～第17条 省略

改正案	現行
<u>産税については、なお従前の例による。</u> 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	